

○厚生労働省告示第四百号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

		一 (略)	
地域区分	一級地	支援の種類	割合
居宅訪問型児童発達支援	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
		一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	
地域区分	一級地	支援の種類	割合
(新設)	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十
			千分の千百五十二
			千分の千百二十

四級地		三級地		二級地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四級地		三級地		二級地	
放課後等デイサービス	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	(略)	(略)	(略)
主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)	主として重症心身障害児を通わせる場合	(略)	主として重症心身障害児を通わせる場合	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千九十	(略)	千分の千九十二	(略)
千分の千七十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十六	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十二	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十二	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十二	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十二	(略)
千分の千九十	(略)	千分の千七百四	(略)	千分の千九十二	(略)

七級地		六級地				五級地					
(略)	(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	(略)	(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	(略)	(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七級地		六級地				五級地									
ビス	放課後等デイサー 主として重症心 身障害児以外の	(略)	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	ビス	放課後等デイサー 主として重症心 身障害児以外の 障害児を通わせ る場合	(略)	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	ビス	放課後等デイサー 主として重症心 身障害児以外の 障害児を通わせ る場合	(略)	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	身障害児を通わ せる場合
(略)	(略)	(略)	(略)	七	六	六	(略)	(略)	二	六	六	(略)	(略)	四	一
千分の千十八	(略)	(略)	千分の千三十	千分の千四十	千分の千三十	千分の千六十	(略)	(略)	千分の千六十	千分の千七十	千分の千七十	(略)	(略)	千分の千七十	千分の千七十

二級地 (削る)	一級地 (略)	都道府県	地	域	その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	(略)	(略)
						居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	(略)	(略)	(略)

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二（略）

二級地 埼玉県	一級地 (略)	都道府県	地	域	その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス （新設） 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	（新設） 保育所等訪問支援	障害児を通わせる場合 主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十 三 千分の千十九
						児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス （新設） 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	千分の千	

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

四級地										三級地										
(略)	大阪府	(削る)	(削る)	神奈川県	東京都	(略)	埼玉県	茨城県	(略)	大阪府	愛知県	(略)	東京都	(略)	埼玉県	大阪府	(削る)	神奈川県	東京都	(略)
(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	(削る)	(削る)	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市	立川市、昭島市、東村山市、東大和市	(略)	東松山市、朝霞市、志木市	取手市、牛久市、つくば市	(略)	守口市、大東市、門真市	名古屋	(略)	調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	(略)	さいたま市、和光市	大阪府	(削る)	横浜市、川崎市	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	(略)

四級地										三級地											
(略)	大阪府	京都府	三重県	神奈川県	東京都	(略)	埼玉県	茨城県	(略)	大阪府	愛知県	(略)	東京都	(略)	埼玉県	茨城県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	(略)
(略)	羽曳野市、高石市	京田辺市	鈴鹿市	相模原市、綾瀬市	立川市、昭島市、東大和市	(略)	東松山市、朝霞市	牛久市	(略)	池田市、高槻市、大東市、門真市	名古屋	(略)	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	(略)	さいたま市、志木市	守谷市	大阪府、守口市	刈谷市、豊田市	横浜市、川崎市、厚木市	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	(略)

六級地						五級地															
埼玉県 (略)	栃木県 (略)	茨城県 (略)	福岡県 (略)	(略) (削る)	(略) (削る)	埼玉県 (削る)	茨城県 (削る)	埼玉県 (削る)	千葉県 (削る)	東京都 (削る)	神奈川県 (削る)	愛知県 (削る)	滋賀県 (削る)	大阪府 (削る)	(削る)						
須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻	川越市、川口市、行田市、所沢市、加	宇都宮市、大田原市、下野市、野木町	古河市、ひたちなか市、利根町	福岡市	(略)	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、	守谷市	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四	街道市	あきる野市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎	市、大和市、伊勢原市、海老名市、座	間市、綾瀬市、寒川町、愛川町	刈谷市、豊田市、西尾市、豊明市	大津市、草津市	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原	市、羽曳野市、摂津市、高石市、東大	阪市、交野市	(略)	(略)

六級地						五級地																																	
埼玉県 (略)	栃木県 (略)	茨城県 (略)	福岡県 (略)	奈良県 (略)	大阪府 (略)	奈良県	宮城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	滋賀県 (略)	大阪府 (略)	(略)	奈良県	宮城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	滋賀県 (略)	大阪府 (略)	(略)												
能市、加須市、春日部市、狭山市、羽	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯	宇都宮市、大田原市、下野市	古河市、ひたちなか市、神栖市	福岡市、春日市、福津市	奈良市、大和郡山市	天理市	多賀城市	新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市	、ふじみ野市、三芳町	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富	津市、四街道市	三鷹市、小金井市、あきる野市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎	市、逗子市、大和市、寒川町	西尾市、知多市、みよし市	四日市市	大津市、草津市、栗東市	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原	市、摂津市、東大阪市、柏原市、交野	市	(略)	(略)	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市	多賀城市	新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市	、ふじみ野市、三芳町	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富	津市、四街道市	三鷹市、小金井市、あきる野市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎	市、逗子市、大和市、寒川町	西尾市、知多市、みよし市	四日市市	大津市、草津市、栗東市	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原	市、摂津市、東大阪市、柏原市、交野	市	(略)	(略)

大阪府	京都府	滋賀県	三重県		愛知県	静岡県	(略)	(削る)	神奈川県	東京都	千葉県		
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市	大治町、蟹江町	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、	静岡市、沼津市、御殿場市	(略)	(削る)	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村	武蔵村山市、奥多摩町	野田市、茂原市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町	東海市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、滑川町、宮代町、杉戸町、松伏町	

大阪府	京都府	滋賀県	三重県		愛知県	静岡県	(略)	山梨県	神奈川県	(新設)	千葉県		
岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、木津川市	彦根市、守山市、甲賀市	津市、桑名市、亀山市		岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、大府市、田原市、弥富市、豊山町	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	(略)	甲府市	三浦市、秦野市、伊勢原市、葉山町、二宮町	(新設)	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町	生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、滑川町、鳩山町、杉戸町	



										七級地							
愛知県	静岡県	(略)	山梨県	(略)	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	(略)	福岡県	(略)	奈良県	兵庫県	太子町、河南町、千早赤阪村
豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町	(略)	甲府市	(略)	箱根町	羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町	居町	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、寄居町	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、壬生町	結城市、笠間市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町	(略)	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町	(略)	駒市	明石市、猪名川町

										七級地								
愛知県	静岡県	(略)	山梨県	(略)	(新設)	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	(略)	福岡県	香川県	(略)	奈良県	兵庫県	明石市、赤穂市
豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	(略)	南アルプス市	(略)	(新設)	武蔵村山市	木更津市、君津市、八街市	熊谷市	前橋市、太田市、渋川市	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	笠間市、鹿嶋市、筑西市	(略)	太宰府市、糸島市、新宮町、粕屋町	高松市	(略)	大和高田市、橿原市、香芝市、王寺町		

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他	
	府県	滑市、江南市、小牧市、東海市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、清須市、長久手市、東郷町、豊山町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村 三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、東近江市、城陽市、大山崎町、久御山町 京都府 豊能町 大阪府 姫路市、加古川市、赤穂市、三木市 兵庫県 姫路市、檀原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市 (略) (略)
	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他	
	府県	牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、飛鳥村 三重県 名張市、伊賀市 滋賀県 長浜市、東近江市 (新設) (新設) 四條畷市 大阪府 四條畷市 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、桜井市、宇陀市、斑鳩町 奈良県 桜井市、宇陀市、斑鳩町 徳島県 徳島市、鳴門市、阿南市 香川県 坂出市 福岡県 北九州市、筑紫野市、宇美町 (略) (略)
	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域